

日薬連発第 710 号
2024 年 11 月 6 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

[経団連]「パートナーシップ構築宣言」 ひな形改正のお知らせ (連絡)

標記について、一般社団法人日本経済団体連合会より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願いします。

記

日本製薬団体連合会
会長 岡田 安史 様

一般社団法人 日本経済団体連合会

パートナーシップ構築宣言 ひな形改正のお知らせ

経団連は、適切な価格転嫁など取引適正化に向けた取組みとして、各社代表者の名前で公表する「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性の向上を会員企業の皆様をお願いしております。本年5月には「企業行動憲章」を改定し、全会員企業に対してパートナーシップ構築宣言の趣旨をより徹底しております。

価格転嫁などによる取引適正化は、特に中小企業の賃上げを通じて、社会全体での構造的な賃上げを促進します。そして、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築することが、わが国経済の持続的な成長につながります。

政府においても、パートナーシップ構築宣言の普及・拡大をはじめ、取引適正化に向けた取組みを進めております。公正取引委員会による下請代金支払遅延等防止法における「手形」や「買ったたき」についての運用基準等の見直しを受け、11月1日に下請中小企業振興法に基づく「振興基準」が改正され、これに伴い、パートナーシップ構築宣言のひな形も改正されました。

既にご宣言いただいております企業の皆様には、新しいひな形での「パートナ

シップ構築宣言」の更新および実行にご協力いただきたく存じます。また、宣言未公表の企業の皆様には、新しいひな形での宣言をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

今後とも、パートナーシップ構築宣言の公表を通じた取引適正化の実効性確保に向けて、皆様のご協力をお願いいたします。

《別添資料》

【中小企業庁】パートナーシップ構築宣言について
「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2024年11月版）

《ご参考》

・パートナーシップ構築宣言のひな形を改正しました！

<https://www.meti.go.jp/press/2024/11/20241101002/20241101002.html>

・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>

・経団連「企業行動憲章」

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2022.html>

※第2条にパートナーシップ構築宣言について明記しております。

・経団連「企業行動憲章 実行の手引き 第2章」

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki10bassui.pdf>

【本状に関するご連絡先】

経団連 経済基盤本部

TEL : 03-6741-0185, 03-6741-0674

E-mail : housei@keidanren.or.jp